

29 日 獣 発 第 130 号

平成 29 年 7 月 18 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会長 藏内 勇夫

(公印及び契印の押印は省略)

「感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則第 4 条の規定に基づき、同条の表の輸入可能地域のうち第 2 号に掲げる地域の項の下欄第 1 号及び第 2 号の農林水産大臣が指定する施設を定める件の一部を改正する件の公布について」、「犬等の輸出入検疫規則第 4 条第 1 項の表輸入の項犬等の区分の欄の 4 の規定に基づき、農林水産大臣の指定する生産施設を定める件の一部を改正する件の公布について」及び「犬等の輸出入検疫規則第 4 条第 1 項の表輸入の項犬等の区分の欄の 3 の口の規定に基づき、同口の農林水産大臣の指定する検査施設を定める件の一部を改正する件の公布について」について

このことについて、平成 29 年 7 月 5 日付け 29 消安第 1953・1961・1971 号をもって、農林水産省消費・安全局長から別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は平成 29 年 7 月 5 日農林水産省告示第 1097・1098・1099 号が別添平成 29 年 7 月 5 日付け官報(号外第 144 号)のとおり公布された旨を通知するものです。

ついては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会：事業担当 福田

TEL 03-3475-1601

29消安第1953号

平成29年7月5日

公益社団法人日本獣医師会長 殿

農林水産省消費・安全局長

感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則第4条の規定に基づき、同条の表の輸入可能地域のうち第2号に掲げる地域の項の下欄第1号及び第2号の農林水産大臣が指定する施設を定める件の一部を改正する件の公布について

今般、平成29年7月5日農林水産省告示第1097号（感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則第4条の規定に基づき、同条の表の輸入可能地域のうち第2号に掲げる地域の項の下欄第1号及び第2号の農林水産大臣が指定する施設を定める件の一部を改正する件）が別紙のとおり公布されましたので、お知らせいたします。

ついては、このことについて御了知の上、今後とも動物検疫に特段の御協力をお願いいたします。



29 消安第 1961 号

平成 29 年 7 月 5 日

公益社団法人日本獣医師会長 殿

農林水産省 消費・安全局長

犬等の輸出入検疫規則第 4 条第 1 項の表輸入の項犬等の区分の欄の 4 の規定に基づき、農林水産大臣の指定する生産施設を定める件の一部を改正する件の公布について

今般、平成 29 年 7 月 5 日農林水産省告示第 1099 号（犬等の輸出入検疫規則第 4 条第 1 項の表輸入の項犬等の区分の欄の 4 の規定に基づき、農林水産大臣の指定する生産施設を定める件の一部を改正する件）が別紙のとおり公布されましたのでお知らせします。

このことについて、御了知の上、今後とも動物検疫に特段の御協力をお願いいたします。



29 消安第 1971 号

平成 29 年 7 月 5 日

公益社団法人日本獣医師会長 殿

農林水産省 消費・安全局長

犬等の輸出入検疫規則第 4 条第 1 項の表輸入の項犬等の区分の欄の 3 の口の規定に基づき、同口の農林水産大臣の指定する検査施設を定める件の一部を改正する件の公布について

今般、平成 29 年 7 月 5 日農林水産省告示第 1098 号（犬等の輸出入検疫規則第 4 条第 1 項の表輸入の項犬等の区分の欄の 3 の口の規定に基づき、同口の農林水産大臣の指定する検査施設を定める件の一部を改正する件）が別紙のとおり公布されましたのでお知らせします。

このことについて、御了知の上、今後とも動物検疫に特段の御協力をお願いいたします。

なお、農林水産大臣が指定する施設については、動物検疫所のホームページに掲載しております。

ホームページアドレスは以下のとおりです。

<http://www.maff.go.jp/aqs/animal/dog/lab.html>



附則

第一條 この規則は、刑法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。

第二條 第二條の規定による改正後の罰則の要件に関する規則（以下この条において「新規則」という。）第一條の規定の適用については、改正法による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号、以下「旧刑法」という。）第百八十一條第三項、第百四十一條又は第百四十三條（旧刑法第百四十一條に係る部分に限る。）（改正法附則第二條第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）に規定する罪は新規則第一條第二号アに掲げる罪とみなし、改正法附則第三條の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四條（改正法附則第二條第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。）に規定する罪（旧刑法第百四十一條前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は新規則第一條第二号エに掲げる罪とみなす。

第三條 この規則の施行前にした第四條の規定による改正前の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第一條第二号に規定する罪に当たる行為は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三條第二号の規定による犯罪経歴保有者の比率の算定及び同法第十二條の五第二項の規定の適用に当たっては、第四條の規定による改正後の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第一條に規定する罪に当たる行為とみなす。

○農林水産省告示第九十七号
感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則（平成十一年農林水産省令第八十三号）第四條の規定に基づき、平成二十二年五月二十日農林水産省告示第七百九十三号（感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則第四條の規定に基づき、同条の表の輸入可能地域のうち第二号に掲げる地域の項の下欄第一号及び第二号の農林水産大臣が指定する施設を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十九年七月五日

表イナリサーチ・フイリビンス器具類品質管理センターの施設の項及びサイコンブリック社の施設の項を削る。

○農林水産省告示第九十八号
犬等の輸出入検査規則（平成十一年農林水産省令第六十八号）第四條第一項の表輸入の項犬等の区分の欄の三の口の口の規定に基づき、平成十六年十一月十一日農林水産省告示第二千九十九号（犬等の輸出入検査規則第四條第一項の表輸入の項犬等の区分の欄の三の口の口の規定に基づき、同口の農林水産大臣の指定する検査施設を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。ただし、この告示の施行前にこの告示による改正前の平成十六年十一月十一日農林水産省告示第二千九十九号に規定する施設において血液中の抗体価を測定した場合には、当該血液の採取された日から起算して二年を経過する日までは、当該抗体価は、平成十六年十一月十一日農林水産省告示第二千九十九号に規定する施設において測定したものとみなす。

平成二十九年七月五日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後		改 正 前	
施設名称	施設所在地	施設名称	施設所在地
アトランタ・ヘルス・アソシエイツ	アメリカ合衆国 ジョージア州 カミング所	(新設)	(新設)
カンザス州立大学狂犬病研究所	アメリカ合衆国 カンザス州 マンハッタン	カンザス州立大学狂犬病研究所	アメリカ合衆国 カンザス州 マンハッタン

告 示

示

○財務省告示第一号
租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年大蔵省令第一号）第九條の二第二項の規定に基づき、同項に規定する総務大臣及び財務大臣が定める規定を定める件（平成十六年三月 財務省告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年七月五日

本則に次の一号を加える。

十 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とラトビア共和国との間の条約第二十二條1、3、5及び6

附則
この告示は、所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とラトビア共和国との間の条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

○外務省告示第二十三号
平成二十九年一月十八日に東京で署名された所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とラトビア共和国との間の条約について、それぞれの国において法令上の手続に従って承認されたことを通知する外交上の公文の交換は、平成二十九年七月五日に東京で行われた。よって、同条約は、その第三十條1の規定に従い、同日に効力を生じた。

平成二十九年七月五日

外務大臣臨時代理 國務大臣 菅 義偉

農林水産大臣 山本 有二

米陸軍公衆衛生部隊南部地域隊診断研究所	アメリカ合衆国 テキサス州 フォート・サム・ヒューストン所在
(略)	(略)
動物衛生局	英国 サリー州 アドルストーン所在
(略)	(略)
ベルン大学 ウイルス学・免疫予防研究所 (ニムエ) スイス狂犬病センター	スイス ベルン州 ベルン市所在
(前記)	(前記)
(略)	(略)
オイロヴィア衛生研究所 有限会社	ドイツ ルツケンヴァルデ市所在
(略)	(略)
ザクセン・アンハルト州消費者保護局第四 専門部(獣医事)	ドイツ シュテントアル市所在
(前記)	(前記)
(前記)	(前記)
(前記)	(前記)
分子ウイルス学及び細胞生物学検査研究所 連邦動物疾病調査センター	ドイツ グライフスヴァルト市所在
(略)	(略)
一般財団法人 生物科学安全研究所	日本国 神奈川県 相模原市所在
国立食品安全局獣医診断部(ニロビー)	ハンガリー ブダペスト市所在
フィンランド食品安全局	フィンランド共和国 ヘルシンキ市所在
イノバリス・ル・マン	フランス サルト県 ル・マン所在
(略)	(略)
(前記)	(前記)
(略)	(略)
フランス食品環境労働衛生安全庁 ナン シー狂犬病・野生生物試験所	フランス ムルトウ・エ・モーゼル県 マル ゼヴィル所在

国防総省獣医食品分析診断研究所	アメリカ合衆国 テキサス州 フォート・サム・ヒューストン所在
(略)	(略)
ヴェテリナリー・ラボラトリー本部	英国 サリー州 アドルストーン所在
(略)	(略)
ベルン大学 獣医ウイルス学研究所 スイ ス狂犬病センター	スイス ベルン州 ベルン市所在
サンタフェ中央獣医学研究所	スペイン アンダルシア州 グラナダ県 サ ンタフェ市所在
(略)	(略)
疫学検査研究所連邦動物ウイルス疾病調査 センター	ドイツ ヴスターハウゼン市所在
オイロヴィア衛生研究所	ドイツ ルツケンヴァルデ市所在
(略)	(略)
ザクセン・アンハルト州立保健・環境・消 費者保護調査庁	ドイツ シュテントアル市所在
ザクセン州立保健・獣医制度調査施設	ドイツ ケムニッツ市所在
州立家畜衛生調査庁	ドイツ アルンスベルグ市所在
州立南バイエルン保健研究所	ドイツ オーバーシュライスハイム市所在
(新設)	(新設)
(略)	(略)
財団法人 畜産生物科学安全研究所	日本国 神奈川県 相模原市所在
(新設)	(新設)
フィンランド食品安全局	フィンランド共和国 ヘルシンキ市所在
(新設)	(新設)
(略)	(略)
サルト県研究所	フランス サルト県 ル・マン所在
(略)	(略)
フランス食品衛生安全局・ナンシー	フランス ムルトウ・エ・モーゼル県 マル ゼヴィル所在

(略)	(略)
国立農業獣医調査研究所	ホルトガル リスボン市所在
(略)	(略)

(略)	(略)
国立獣医調査研究所	ホルトガル リスボン市所在
(略)	(略)

○農林水産省告示第九十九号

犬等の輸出入検査規則(平成十一年農林水産省令第六十八号)第四条第一項の表輸入の項犬等の区分の欄の四の規定に基づき、平成十六年十二月二十一日農林水産省告示第九十九号(犬等の輸出入検査規則)第四条第一項の表輸入の項犬等の区分の欄の四の規定に基づき、農林水産大臣が指定する生産施設を定める件)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十九年七月五日

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後

改 正 前

犬等の輸出入検査規則第四条第一項の表輸入の項犬等の区分の欄の四に規定する農林水産大臣が指定する施設は、次の表に掲げるとおりとする。

施設名称	施設所在地
(略)	(略)
(前号)	(前号)
(略)	(略)
リパティ リサーチ社	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ウエイバリー ステイト・ルート・十七シー 一七〇
オリエントバイオ社	大韓民国 忠清北道 陰城郡 大所面 城本里 六〇三一一
ディングセンター	(略)

犬等の輸出入検査規則第四条第一項の表輸入の項犬等の区分の欄の四に規定する農林水産大臣が指定する施設は、次の表に掲げるとおりとする。

施設名称	施設所在地
(略)	(略)
コーバンス リサーチ プロダクツ社 ミシガン施設	アメリカ合衆国 ミシガン州 カラマズー サウス・シックス・ストリート 六三三一一
(略)	(略)
リパティ リサーチ社	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ウエイバリー ステイト・ルート・十七シー 一七〇
(新設)	(新設)
(略)	(略)

○経済産業省告示第六十号

重要電源開発地点の指定に関する規程(平成十七年経済産業省告示第三十一号)第四条第五項の規定に基づき次の表の地点を重要電源開発地点として指定したので、同条第六項の規定に基づき公表する。

平成二十九年七月五日 経済産業大臣 世耕 弘成

重要電源開発地点の名称 【発電所の名称】	事業者の名称及び住所	発電所の位置	発電所動力の種別	利用河川		方式	最大出力(瓩)	ダム の位置	取水口の位置	放水口の位置	計画最高水位(標高)(m)
				水系名	河川名						
玉川第二	東北自然エネルギー株式会社 仙台市青葉区一番町3丁目7番1号	山形県西置賜郡小国町	水力	荒川	玉川	流込式・水落式	14,500	山形県西置賜郡小国町	同左	同左	188